

発行/三原市人権推進課  
編集/三原市大和人権文化センター  
住所/三原市大和町下徳良107番地1  
電話/0847-33-1308

# 三原市大和人権文化センターだより

## 「部落差別解消推進法」(2016年12月16日法律第109号)

### (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。  
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。  
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。  
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

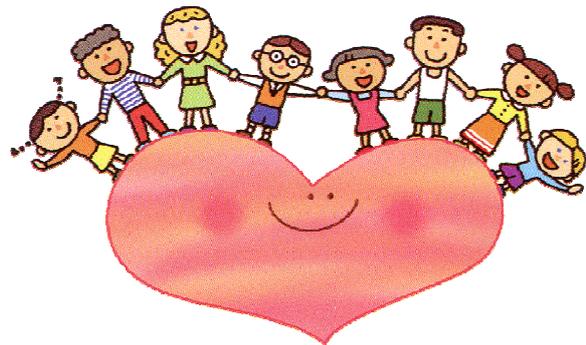
### (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### さわやか健康体操のお知らせ

日時 9月3日(木)・10日(木)・17日(木)・24日(木)  
13:30~14:30  
持参物 バスタオルなど床に敷くもの  
※ 高齢者福祉課に登録された方に限る。  
参加希望の方は下記にお問合せください。 定員残り 2名

問い合わせ先 高齢者福祉課(0848-67-6055)



### 大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日時 9月18日(金) 9:00~12:00  
場所 大和人権文化センター 会議室  
相談内容 暮らしの相談・人権相談  
相談員2名で対応します。次回は、10月16日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。  
大和人権文化センター(0847-33-1308)

### 人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

- とき 土・日・祝日は除く  
10:00~16:00
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電話 0847-33-1308

# 人権ってなんだろう？ NO.9



## 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお日常生活のうえで様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

「あの人は同和地区出身だから・・・。」などと言われて結婚を妨げられたり、差別発言、差別落書きがされるなどの事案が依然として存在しています。

### ○ 同和問題の解決に向けたこれまでの経緯と課題

この問題の解決を図るため、昭和44（1969）年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行った結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

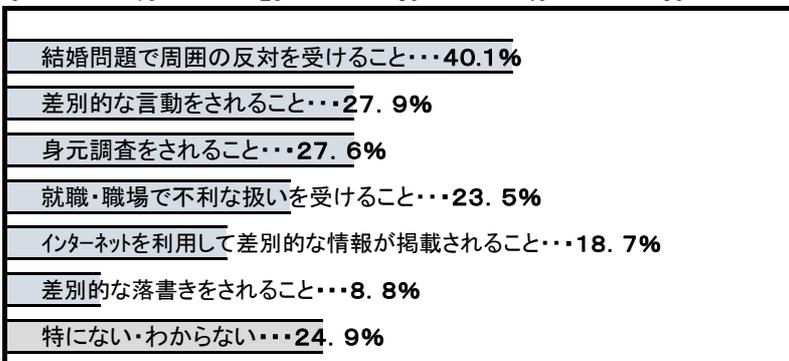
しかしながら、結婚における差別、差別発言、差別落書きなどの事案や差別的な内容文書が送付されたりする事案が依然として存在しています。

また、インターネット上で不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であるとして指摘するなどの事案も発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけかねないものであり、決して許されません。

### ● 同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

0 10 20 30 40 50 60



複数回答

資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29（2017）年10月）

平成24年度調査時より結婚問題が2.8%、インターネットの利用が3.7%増加しています。

私たち一人ひとりが、同和問題について理解と認識を深め差別意識を解消していくことが大切です。



### ● 身元調査は「しない！ 依頼しない！ 協力しない！」

身元調査とは、結婚や就職などの際に、生まれ、国籍、家柄などの本人に関する情報を、本人の知らないところで、本人に分からないように戸籍や住民票を取ったり、近所の人などに聞き合わせたりして、調べることをいいます。

【なくそう、住民票の写し・戸籍謄本の不正取得} そのための：登録型本人通知制度

登録型本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得により、個人の人権が侵害されることや犯罪などに悪用されることを防止・抑止するため、市町が代理人や第三者に証明書を交付したとき、その事実を本人に知らせる制度です。

なお、制度の利用を希望される人は、住民票又は戸籍がある市町に事前に登録する必要があります。

※ 登録受付窓口 市民課及び本郷支所・久井支所・大和支所の各地域振興課までお問合せください。

### ● 同和問題に関する人権侵犯事件

法務省の人権擁護機関では、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い事案に応じた適切な措置を講じています。

（例）同和地区出身であることを理由として交際相手の両親から結婚を反対されたとの申告を受け調査した事案

調査の結果、そうした事実が認められたことから、法務局は交際相手の両親に対し、啓発資料を用いて同和問題に関する理解を深めるように働きかけ、また、同和地区出身であることを理由に結婚に反対する発言は不当な差別であり、申告者の人権侵害であるとして、今後は同和問題に対する理解を深めるように説示しました。（法務省ホームページから抜粋）

同和問題を解決するには、私たち自身が自分にも関係がある問題として、向き合い一人ひとりが、周りに合わせて態度を決めるのではなく、同和問題を理解し、「差別しない、差別を許さない」という認識を持って行動することが大切です。

参考資料(抜粋)「気づきから「きずな」へ。

(広島県人権男女共同参画課・人権啓発冊子)平成29(2017)年3月発行)

※ 次回に続く